



つくば学園ロータリークラブ

2021-22 中野年度 みんなの力を地域のために！

会報 VOL. 19

It is the 36th year since 1986

例会報告 INDEX

2022 年 4 月 28 日

幹事報告／会員卓話 平島 泰裕会員 法人版事業継承税制（特別措置）の概要
／ニコニコ BOX 他



幹事報告 高田 稔美幹事エレクト

新井年度地区大会の件
2022 - 23 年度 組織の件
記念品贈呈 ロータリー財団



会員卓話 平島 泰裕会員 法人版事業継承税制（特別措置）の概要

本日の卓話を担当します平島 泰裕です。本日のテーマは、法人版事業承継税制特例措置の概要ということで、こちらをテーマにした理由はうまいことはまれば税務的なメリットが大きい面と、事業承継という言葉が最近、社会問題化している中で、こういった制度を含めて事業承継というものが円滑に行われていくということが積み重なっていけば地域経済で、日本経済の持続可能な発展というものにつながるだろうということで、きっかけになればということです。

初めにもともとこれは事業承継税制というのは紹介するのは特例措置ですけれども、平成 21 年度に一般措置というものが導入されていました。これは使い勝手が非常に悪く導入が進んでいないということがあり、平成 30 年の税制改正で 10 年間の特例措置ですが、いろいろな要件を緩和したということで適用されて 3 年ぐらいが既に経過しています。

この度、コロナの影響で承継が後ろ倒しになる傾向があるということで、令和 4 年の税制改正で特例承継計画というものを提出する必要があるが前例としてありますが、提出期限が従来の翌年の 3 月までだったものが 1 年間延長されること今回の税制改正になりました。



計画の提出期限というものは、もともと来年の 3 月だったのが 1 年伸びました。特例制度の適用期限とありますが、適用は

何のことを言っているかという、株式を贈与なり、相続内で動かすことなのですが、その期限が令和9年の12月末までと、そこは今回の改正ではないということなので、単に計画を出す期限が1年伸びるということがありました。

これ計画だけ出しておけば、その後、別にその特例を使った贈与とか相続をしなくてはいけないということではないので、もし少しでも使えそうなら、計画だけ出しておくということが非常に重要な制度となっています。次に概要といった全体像ですが、法人版事業承継税制というのは、通常の呼び方で、正しくは「非上場株式に関する贈与税相続税の納税猶予制度」ということでこの猶予ということになります。うまいこといけば、最終的には免除ということまで持っていくことができます。

これは非常に大中小企業の先代の経営者が次世代の経営者に株式を贈与した場合、あるいは先代経営者から次世代経営者が株式を相続した場合の贈与税または相続税の納税を猶予する制度ですということで、これを図で示したのが次の1代目、2代目、3代目と聞いています。まず1代目から2代目にこの承継税制を使って、例えば自社株を贈与しましたということになると、2代目が当然、その納税義務措置の納税義務者になるわけですが、この猶予制度を使っていれば、贈与税の納税が猶予されるというのが一番のところなんです。

例えば1代目の方がお亡くなりになって相続が発生しましたとなると、一旦その猶予されていた納税贈与税の猶予は免除されます。

その後、相続税の今度は納税義務者となりますが、それも贈与税の免除から相続の免除に切り替えるという手順をすれば、相続税は今後猶予されるのが2番のところなんです。次また、2代目から3代目に猶予制度を使って贈与であるとか、あるいは相続をやるとということになると、今度は3代目の方が例えば贈与であれば贈与税の優遇が免除されるので、猶予されてそのまま次に流れていくというような流れがこの事業承継税制と上図で示した流れということになります。

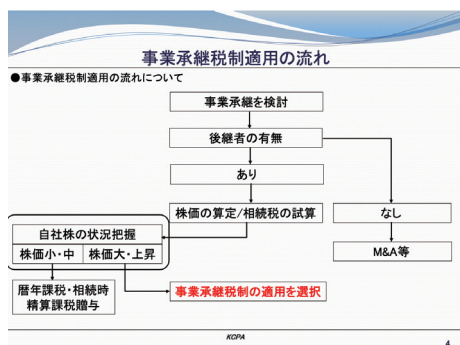
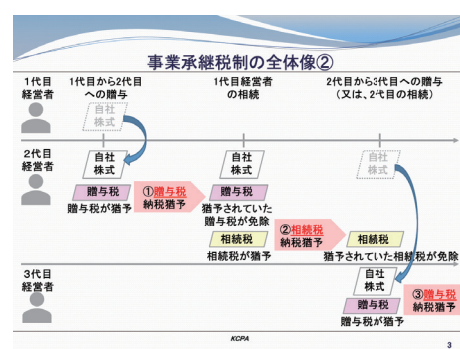
これを使うのかどうかということで、そもそもの事業承継税制の適用をどういう場面で使うのかとまずその事業承継を検討しますということから当然始まるわけですが、そのときにまず後継者の動きというのがまず大きな分かれ目になってきます。

当然なければ例えば昨今だとM&Aとかそういったことで親族がある方に売却されるというようなことが一つになってくると思います。で後継者がいれば、幾らぐらいの株かや、相続税どれぐらいなのか、その辺の資産に入ってくるんだと思います。その数字の結果によって、これ幾ら以上かというのはなかなかなく、相対的な話あるいはその納税額の試算がどれぐらいの負担感に感じるかによって変わってくると思います。それで株価が大きいとか、あるいはすごく上がっていくそうだとか、そういったことであれば事業承継税制を適用していいんじゃないかなというような選択の流れになってきます。

この事業承継税制とかを使うと、どういう納税額猶予される金額に差が出てくるのかというお話に移ります。

事例としては、被相続に亡くなる方が発行済株式の全株を保有していて、特例の後継者が全株を相当分より取得しましたという事例ですが、例えば相続開始のときの評価が3億円でしたということで、簡単にするために特例の後継者というのは、被相続人の子で相続人のまたは1名のみということで、ほかに株式以外に相続財産はないですというような非常に単純なケースですが、パターンが3つに分かれて、一番左が通常の相続、真ん中がいわゆる事業承継です。一般措置という使い勝手が悪いと言われています。右側が特例措置というやつは3パターン分かれていきます。一番左が通常の相続でいくと、その3億円の株に対して相続人の約9,100万というのが通常の相続です。で、真ん中のさらに一般措置というやつは猶予はされますが、あくまで全額というわけにはいかなくて、概ね半分ぐらいの猶予税額になってきます。9,180万の全体の納税者に対して猶予すれば4,820万ということで、やはり4,360万を納めないといけないと、この辺もその一般措置の使い勝手が悪いと言われた一つの理由になります。

はじめに		
平成21年度の税制改正により導入された事業承継税制(一般措置)は使い勝手が悪く利用が進まなかったため、平成30年度の税制改正により、10年間の特例措置として各種要件の緩和を含む抜本的な改正が行われ、既に適用されて約3年が経過しています。		
今後、新型コロナウイルスの影響による売上減少などにより事業承継が後ろ倒しになる傾向にあることから、令和4年度税制改正により、特例承継計画の提出期限を従来の1023年(令和5年10月31日)から1年間延長することが盛り込まれました。		
	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	2023年(令和5年)3月31日	2024年(令和6年)3月31日
特例制度の適用期限	2027年(令和9年)12月31日	同左(改正なし)
なお、事業承継税制特例制度の適用期限(2027年(令和9年)12月31日)は、適用期限の延長は今回の改正でなされていません。		
とりあえず計画の提出だけしておこう、と考えている方にとっては計画策定の時間に余裕ができたことは朗報だと思いますが、1年はあつというものですので早めの事業承継計画の作成をお勧めします。		
KCPA		



右側の特例措置というのは、基本的には全て相続内特例で相続した株なり、贈与してもらった株というのは全て対象になってくるということで全額が猶予されて、その相続もしくは中のときの納税額が0円でしたというような違いが出てきます。

やはりその適用に当たっての要件について登場人物としては先代経営者、例えばお父さんとかの要件で、真ん中が後継者の要件ということで、これもらう本人から一番右側が対象会社の要件ということで、その発行している株式の会社のこと、先代経営者の要件これといったものがあるかということ、会社の代表者だったんだと、これまでなったことがある方であればもう今既に代表じゃなくても構わないとにかく代表者だったことというのが一つの手です。

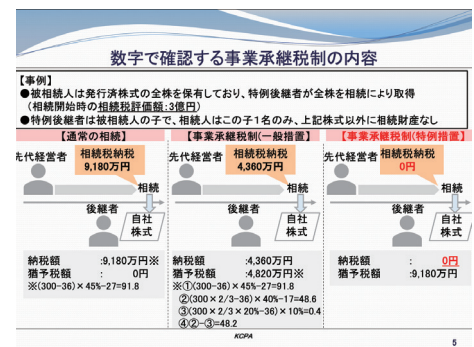
次に株の50%超持っている、筆頭株主になるというのが2つ目に3つ目としてはこれを適用するときには代表権を返上するということで、役員として残ることは可能です。というのが第3の先代経営者の要件になっています。後継者の要件としては、今度は会社の代表者であることです。あとは後継者と特別の関係者で50%超持っているということです。特例措置というところに括弧と書いてある後継者をこれ最大3人まで特例措置の場合は可能なんですけれども、一人の場合であれば最も多く持っているというのが要件になってきますし、2人及び3人であれば、それ以外の親族関係者以上の株を持っていて、なおかつそのもらった人が全体の10%に持っているというような要件になっています。

年齢の要件としてはこれまで20歳でしたが、ことしの4月から民法の改正で青年の年齢が引き下げられたということで、18歳以上の方となっています。最後が役員就任から3年以上になっているというのが病気になります。なので先ほど特例が適用できる例は、令和9年中というものがありませんでしたが、今例えば役員になっていないけれども、将来注いでくれるかもしれないというような方がいた場合にはその例は、令和9年中に贈与に間に合うように3年たっていないとまずいということも要件になってきますので、この役員に3年以上というのは、ちょっと気をつけておかないといけないような要件になります。で、右側の対象会社の要件ということなんですけども、いわゆる中小企業ということで業種ごとに資本金であるとか、あるいは従業員数の数によってその会社の規模感というのが決まっています。

あとは上場会社ではない、付属会社ではない、資産管理会社ではないとある n のですが、これは概ねイメージとしては不動産賃貸業をイメージすればよいと思っています。自分の持っている会社で持っている資産の中で、70% 以上の資産が自分では使わないものということなので、いわゆる貸借対照表というのは経産省にあります、その中の総資産の中で、例えば土地とか建物というのが自分で使わないものだと思います、それが大半を占めている。そんな会社だと理解していただければいいかと思います。

今まで使い勝手が悪いと言われていた一般措置と特例措置はどう違うかという話になり、事前の計画策定というのが必要になることで、これは先ほど期限が伸びたと説明しました。適用期限についても特例措置で9年以内で期間限定の制度になっています。

対象株数が一般措置だと、その株数の3分の2までしか使えないということで、会社の株が100株あったら66株ぐらいしか使えませんというイメージです。ただ、特例措置の場合だと、全ての株式が対象になりますので、納税の猶予割合としては、やはり一般措置は贈与な場合だと100%ですけど、相続の場合だと80%ということで全額猶予されるわけではないというのが、先ほどはちょっと金額の話のところに出てきたと思うんですけども、これはこのことを言っています。で納税猶予だった人は特例措置は100%というような違いがでています。あとは証券のパターンとしては、一般措置では後継者一人までだったんですけど、特例では3人までというようなことで複数可能になっています。



納税猶予・免除制度の適用要件（認定時）

先代経営者等の要件 (被相続人、贈与者)	後継者の要件 (相続人、受遺者)	対象会社の変要件															
□会社法の代表者(だった)	□会社の代表者	○中小企業基本法上の中小企業 (特別中小企業、持分法企業)															
□本人と特別関係者で発行済譲渡株式総数の50%以上の株式を保有かつこのうち20%以上が譲渡株式である株式を保有する(所有主が役員等)	□後継者と特別関係者で発行済譲渡株式総数の50%以上の株式を保有 (一般譲渡) □後継者と特別関係者の中で最も多くの譲渡株式を保有 (特許留保) (特別留保) (後継者本人への譲渡) 本人と特別関係者の中で最も多くの譲渡株式を保有 (後継者本人への譲渡) 総譲渡株式の10%以上の譲渡株式を保有かつ後継者 と特別関係者の総譲渡株式のうち最も多くを保有	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">売上高</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>3億円</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>中企業</td> <td>1億円</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小企業</td> <td>3千万円</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>1千万円</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table> ○常時特許留保の株式保有が1人以上役員を置く・社会保険加入以上		売上高	従業員数	大企業	3億円	500人	中企業	1億円	100人	小企業	3千万円	50人	サービス業	1千万円	100人
	売上高	従業員数															
大企業	3億円	500人															
中企業	1億円	100人															
小企業	3千万円	50人															
サービス業	1千万円	100人															
□親主が役員である者も役員代理権を有する(この有資格者に役員可)	□以上3以上の条件をすべて満たし、贈与認定の後継者の年齢要件を満たすこと	○貸渡業等会社ではない一定の業種に限り(所有主可)															
□役員異動から3年以上経過(非営業可でも、通算3年は不可)	□役員異動から3年以上経過(非営業可でも、通算3年は不可)	○上場会社等ではない ○風俗営業会社等ではない															

特例措置のポイント(総論)		
(特例措置と一般措置の比較)		
	特例措置	一般措置
事前の計画 策定等	特例承認計画の提出 (2023年3月31日まで⇒2024年3月31日まで延長)	不要
適用期間	10年以内の期間・恒続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株数	金株式	総株式の最大3分の2まで
納税額予測割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継/ターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力性	承継後5年間平均期の雇用維持が必須
事業の継続が生 産的な事由が生 じた場合の免除 相続税非課税課 税の適用	あり 会社を譲渡、合併、解散等した場合には、その 時点の株式価値を「取得価額」で差額を免除 60歳以上の者から 18歳以上の者への贈与(20歳以上から引下)	特例承認期間(5年)経過後で、「譲渡額 又は譲渡価値」を「取得価額」の差額を免除 60歳以上の者から 18歳以上の推定相続人・孫への贈与

あとはその雇用確保要件ということで一般措置では、赤字の証券を5年間平均8割の雇用以上に必要と書いてあり、贈与とか相続が起きたときの従業員の人数が例えば10人いるとすると、その後5年間平均80%雇用を維持していないと猶予も取り消されて納めてくださいかという話になるのは、これも一つの大きなハードルの高さになっていましたが、特例措置ではこれは弾力化されて、仮に8割を切ったとしても一定の報告書を出すなどで結局のところは大丈夫というようになるのが一つ大きな変更になります。あと事業上の事業の継続が困難になったときにどうなるのかというようなことですが、これも特例措置の場合、もう一回調子が悪くなったときの状態で計算して差額は免除してもらえとか、そのようなところで弾力化されているといったところがあります

その違ったところのポイントで細かいところですが、先ほどの全ての株が対象じゃないのが一般措置で、全ての株が対象になりましたというのは特例措置ということを細かい図で示して書いたものが8ページになりますので、それは概ね先ほど説明したとおりと思っています。

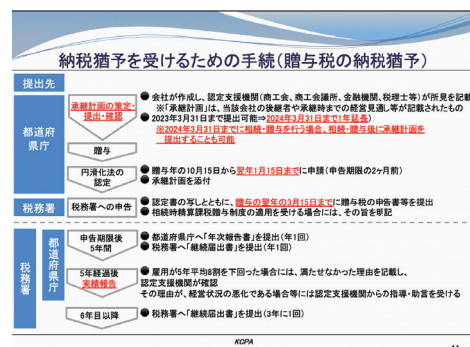
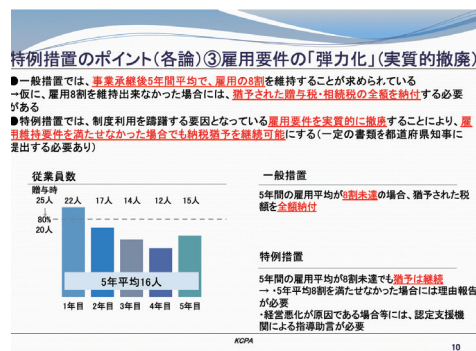
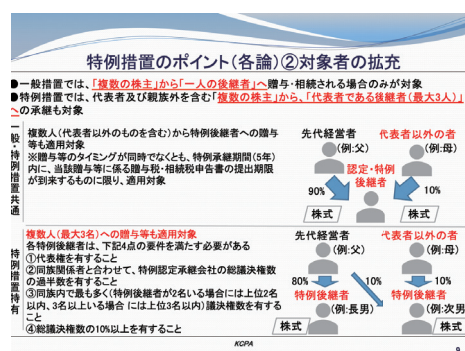
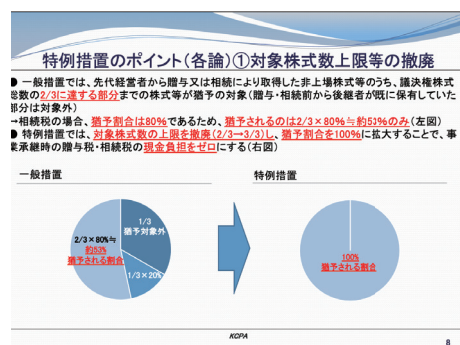
こちら先ほどの一般措置だと受け入れる側が一人というのが施策上の特例措置が複数最大3人まで可能になりましたので、細かに書いたものですというようページになっています。

先ほどの雇用確保要件という8割5年間維持しましょうとかなり弾力化されたことが書かれています。右下の方に特例措置の場合のことを書いてありますが、5年間、これを平均8割満たしても猶予は継続されますと、それはその5年平均8割に満たせなかった場合には、その留保にすればいいとで、それは経営の悪化によることが原因である場合には経営革新認定期間があります。けれども、そこに指導助言を受けることがあれば、そこは8割を切っても差し支えないと弾力化されてますので、そのような意味では事実上、この要件はほぼ本内容なものだろうと思います。

実際にでは、これを使うといったときにどういうふうな流れになってくるのかというようなことですが、これ贈与の場合のパターンの話で申し上げますと、書類を提出する先というのは2つあって、一つが都道府県、1つ目が税務署ということになっています。実際にはまず都道府県に対して何を出すのかとといったときに、一番最初に承継計画の策定提出確認ということで、これは先ほど提出期限が1年飛びました、これが最初のところになります。これを作成して県に提出するところがまずスタートになっていて、その後、贈与を実行しますで、その後認定という手続がありますが、贈与した年の10月15日から翌年の1月15日までに、実際にこの特例を使って贈与をしたということを認めてほしいと県に対する申請を行います。認められれば、最終的に贈与税の申告っていうのは、贈与税贈与をわかったときの翌年の3月15日前に申告書を出すということになりますので、県に認定を受けて、その後認定書というものはもらえるので、それを打つとともに一緒に贈与税の申告をするというような流れになります。

その後、報告義務が発生しますが、その後、5年間は都道府県と税務署に対して年次報告書、あるいは継続届出書等も出す必要があるのか、あと5年経過したら県に対しては特に提出は無くなりますが、税務署へは3年に1回提出する義務が続いていきます。

だから、1代目から2代目に承継した後、2代目から3代目にこの特例使って承継した場合に、2代目の方はもう提出する義務が無くなりますが、3代目がこの制度を使った場合には、ずっとそれが続く流れになっています。



この12ページ目では、これはあくまで猶予のお話をですが、納付する必要がある場合には猶予を取り消して納めてくださいというような条件というのは幾つか細かいことを言うところがありますが、主に納税猶予額を納付する必要がある。

主な場合ということで巻き物の中に書いて、一つがこの制度の適用を受けた上場株式についてその一部を譲渡。要は売り払うことが起きた場合には、右の経営贈与を承継期間が、先ほどその5年間で、例えば贈与税の申告期限が3月15日でずとなるとその後、5年間はいわゆる経営承継期間というものに該当して5年後、縛りが違ってきます。覚えておいてください。

基本的に5年以内に一度売った場合には全て納めることが発生します。ただ、5年たった後は入った分だけ納めてくださいということで、基本的には納めることになりますが、受けてしまった場合には、納税が確定すると御理解ください。

例えば会社の代表権を有しなくなった場合あり得ることですが、これも5年以内に代表権を後継者が有しなくなってしまった場合には、やむを得ない事由、例えば健康上の理由などがあれば大丈夫ですが、そうでない理由でやめた場合には納付義務が発生します。5年たった後であれば、それは問題なく納税が猶予されます。

3つ目に会社の資産管理会社に該当した場合ということで、これは実際に認定するときに資産管理会社でなければ余り該当はしないと思いますが、先ほどのイメージとしては、資産管理会社というのは、不動産賃貸業に該当するような会社が一番当てはまることなので、突然その業態がそのような業態に変わらなければ起こりにくいかなとは思っています。ですが、そういった要件に該当した場合には、納税義務が確定すると御理解ください。

4つ目に先ほども雇用の8割確保の件がありましたが、これも事実上、これは5年以内であっても5年を超えていたとしても8割切ってしまったとしても、県に対する報告義務さえ守れば、事実上は納税猶予が継続されるので、その報告義務さえ守れば大丈夫を思います。

適用された後、適用する前もさまざまなケースで、納税の猶予が取り消されてしまうかというのは、事前によく確認しておく必要があります。細かいことを短い時間で説明しましたが、覚えておいていただくのは、とにかく特例措置の適用には承継計画の提出が、とにかく実施すべし。ということで可能性があればまず計画書を作成することがとにかく大事なこととなると計画書を提出するだけ出して特例税をしなくても、特に問題がないかということなので、可能性があれば提出することがよろしいかと思います。

納税が猶予されている税金を納付する必要がある主な場合(贈与税の場合)		
(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付する。 この場合、この制度の適用は終了する。 (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付する。 (注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予される。		
納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	(特例) 経営贈与承継期間中の内	(特例) 経営贈与承継期間後の内
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(「免除対象贈与(※5)」を除く)した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A(※1)	C(※2)
会社が資産管理会社に該当した場合(一定の要件を満たす会社を除く)	A	A
一定の基準日(※4)における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割を下回った場合	C(※2、3)	C(※2)
	(一般措置はA)	

※1 やむを得ない理由がある場合(経営者等)に限る等を除く。
※2 「A」に該当した場合には、5年間の納税が猶予される。
※3 下回った理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされている。
※4 業態転換等は、(特例)経営贈与承継期間の末日に決定する。
※5 免除対象贈与とは、この制度の適用を受けている非上場株式等が後継者に譲渡され、その後継者が非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合に於ける贈与をいう。
※6 (特例)経営贈与承継期間とは、この制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日から、次の①、②のいずれか早い日と後継者(受贈者)若しくはその後継者等(受贈者)の死亡の日との間のいずれか早い日までを指す。
①後継者(受贈者)の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日
②後継者(受贈者)の最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日

○今日のポイント

特例措置適用には、特例承継計画の提出が必須。
適用の可能性があれば、まずは特例承継計画の作成を。
※計画の提出だけで、特例贈与等をせずに終わっても問題ありません。



ニコニコ BOX

- 齊藤 修一 会員 3大会が終わりホットしているところです。大野 治夫がバナー年度は地区大会が10月となります。気が抜けませんね。
- 木村 英博 会員 DTA ご参画ありがとうございました。3日後の5月1日は地区の野球大会です。ガマーズ優勝♡
- 平島 泰裕 会員 誕生日プレゼント霧筑波ありがとうございました。妻とおいしくいただきました。
- 高田 稔美 会員 4月は皆様お疲れ様でした。5月は野球大会からスタート5月もがんばりましょう！
- 大野 治夫 会員 5月1日の地区野球大会みんなで優勝を目指しましょう！ケガをしないようにね
- 大野 治夫 会員 3大セミナーも終わり一段落しホットしています。しかしあと2ヶ月で本番スタートです。皆様ご協力よろしくお願いいたします。
- 鈴木 一雄 会員 青2つ星
- 下村 正 会員 3大セミナー大変お世話になりました。冷や汗かきながら何とか乗り切りました。ありがとうございました。
- 加藤 貴史 会員 夜の例会の続きで胃が疲れてきました。皆さん大丈夫ですか？
- 中野 勝 会員 平島さん卓話ありがとうございました
- 逆井甚一郎 会員 孫の誕生日です
- 中山 正巳 会員 ニコニコ大賞いただきありがとうございました。家内にそのまま渡したら喜んで「また貰ってきて〜」だって。

ロータリー財団認証状授与



無断欠勤ゼロ・出席率向上を目指して

会員数	出席数	欠席数	無断欠席数	出席免除数	メイクゲスト	出席率
86	64(3)	22	1	6	1	81.25%

プログラム予告

05月07日	10:00	～	18:30	移動例会 地区大会 第1日目 ※参加者 地区委員及び会長・幹事 会場：つくば国際会議場
05月08日	09:00	～		移動例会 地区大会 第2日目 ※参加者：全会員 会場：国際会議場
05月12日	18:00	～	19:00	理事会 役員・理事、プログラム委員長、親睦活動委員長 会場：ホテル日航つくば 別館
05月12日	19:00	～	21:00	移動例会「つくば OAK ライオンズクラブとの合同例会」会場：ホテル日航つくば 別館「昂」
05月18日	18:00	～	19:00	次年度予算会議 次年度会長・幹事・会計長・事務局 会場：ホテルグランド東雲 小会議室
05月18日	19:00	～	21:00	移動例会「3 クラブ合同夜例会」 会場：ホテルグランド東雲
05月19日	休会			休会 (5/18へ振替の為)
05月26日	14:00	～		移動例会 「第1回職場訪問 & 東京ドーム野球観戦」

つくばオールロータリアン FaceBook 同好会は、つくばの3クラブのロータリアンとローターアクト、インターアクトの情報などを FaceBook 上で共有しています。皆様、ぜひご活用ください。

つくば学園・つくばシティ・つくばサンライズ・ローターアクト

公開 <https://www.facebook.com/tsukubagakuenrc/?fref=ts>

非公開 <https://www.facebook.com/groups/1482018048750125/?fref=ts>



公開 QR コード



非公開 QR コード



友好クラブ

第 2650 地区
京都山城ロータリークラブ



The Rotary Club of Kyoto Yamashiro
京都山城ロータリークラブ



<http://www.kyoto-yamashiro-rc.com/>

国際ロータリー会長 シェカール・メータ R I テーマ

Rotary 第2820地区

国際ロータリー第2820地区 第30代ガバナー新井和雄
地区スローガン



奉仕しよう みんなの
人生を豊かにするために



<https://www.rotary.org/ja>

“SERVE TO CHANGE LIVES”
奉仕しよう みんなの人生を豊かにするため



<https://www.rid2820.jp/>

4つのテスト

1. 真実かどうか
3. 好意と友情を深めるか

2. みんなに公平か
4. みんなのためになるかどうか



つくば学園ロータリークラブ

ホームページもご覧ください

<http://www.46gama.com/>